

新潟市特定感染症検査等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保健所において後天性免疫不全症候群（以下「H I V」という。）、ウイルス性肝炎、性感染症に関する相談（以下「相談」という。）及びH I V、ウイルス性肝炎、性感染症に関する検査（以下「検査」という。）を実施することにより、H I V、ウイルス性肝炎、性感染症に関する正しい知識の普及啓発、感染予防及び感染者の早期発見、早期治療の促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 保健所長は、次に掲げる相談及び検査を実施するものとする。ただし検査は、相談の結果必要と認められる者であって、かつ希望する者に対して実施するものとし、希望する者については、匿名で相談及び検査を実施するものとする。

- (1) 医師又は保健師等による個別相談
- (2) H I VにおけるH I V抗体検査
- (3) ウイルス性肝炎におけるH C V抗体検査及びH B s抗原検査
- (4) 性感染症における梅毒検査 及びクラミジアトラコマチス抗体価検査

(検査結果の告知等)

第3条 保健所長は、検査を受けた者に対し、その検査結果を来所した本人に直接告知することとし、郵送又は電話による告知は行わないものとする。

2 検査結果の告知の際には、必要に応じ保健指導を行う。

(検査料金・証明書発行)

第4条 検査料金は無料とする。証明書の発行は行わない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施方法に関し必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(要綱等の廃止)

第2条 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 平成5年11月1日付け「新潟市エイズ個別相談及びH I V抗体無料匿名検査事業実施要綱」
- (2) 平成13年6月1日付け「新潟市エイズ個別相談及びH I V抗体無料匿名検査事業実施要綱の運用について」

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。